



政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないように

放送業界の萎縮を狙う 放送法適用拡大

高市発言問題

政治介入排除が肝要

放送法の適用条件を拡大したのではないかと。その変更に対し、総務省の調査に依ると、官邸からの意向が総務省に出され大臣レクを行う経過が明らかになった。高市大臣はねつ造だと言いつ張っているが、トーンは落ち、正確ではないと変わってきた。録音されていたわけではないから一字一句同じでない事は確かでしょうが、内容の要旨は合っているのでしょうか。

内閣人事局が出来たのが2014年5月。各省庁の事務次官、局長、審議官の人事は各省庁で行われていた。この人事を内閣人事局で行うことに変更した。その結果官邸の意向が強く表れる人事となった。そして官邸の意向をくんだ行政が色濃く行われた。課長や課長補佐もその動きを忖度するようになってきた。安倍首相（当時）はテレビの放送内容に度々苦言を呈していた。磯崎陽輔首相補佐官（当時）は首相の意向を受け総務省放送政策課あてに「政治的公平性」の解釈や運用について違反事例

を説明するよう何回にも渡って行った。対象に「TBSサウンダーモーニング」を挙げ対応を迫った。総務省はその経過を記しているが、高市大臣（当時総務大臣）にレクチャー（総務省としての対応説明）を行い、

国会で答弁したのは2015年5月。その内容は「従来放送局全体の状況」を勘案して判断するとしていた事を「一番組でも偏向した事例があると放送法に違反し電波停止を命じる可能性がある」と解釈を変えた答弁をした。明らかに解釈変更したにも拘らず、従来解釈を補足した物と言いつ張っている。誰が見ても変更した事は明らかですが同じ言い回しでうそぶいている。問題は首相の意向を受けて解釈を変えさせる答弁をしたことでしょうか。戦前の検閲の反省はどこに行ったのでしょうか。

放送界全体に波及

NHKが政府広報局に成り下がって久しい。その中でも骨の有る独自のドラマや報道がある。様々な問題に切り込

んでいた「クローズアップ現代」のキャスター国谷裕子さんが交代させられたのが2016年。現場では続投を強く望んだが上層部の強い意向で交代させられた。

2014年の集団的自衛権行使にかかわる問題点を次々質した件で、菅官房長官（当時）は放送後立腹し、官邸サイドはNHKに猛抗議したと報道されるほど問題視した。「2015年、戦後の安全保障政策の大転換である安保法制関連法案審議最中にはこの問題を取り上げることが出来なかった。この問題を取り上げたのは参院通過後に一回だけだった。特定秘密法の件は取り上げられなかった」（国谷氏談）

民放の許認可権をもつ総務省の顔色を見ながら放送を続けている各局。政府の干渉を許さない世論の構築が肝要と思う。（H・U）



下戸田相模川沿い

活用しよう社会福祉制度

40年ぶりの異常な物価高・値上げラッシュ。電気代・ガス代は15%も上がり、今年の冬は、朝だけ暖房機を使い、厚着で過ごしたという話も聞く。一方で実質賃金はいっこうに上がらない。

庶民の苦しい暮らしを守る解決策の一つは消費税を無くすこと。私の若かった時は消費税はなかったが、5%になり、8%になり、今では10%まで上がってしまっ



逆に大企業の法人税は減額されている。税金は富裕層・大企業から応分の負担をするのが税の平等だと思おう。税金を誰から集め、その税金を何に使うのか。軍事費に使うのか、福祉に使うのかが政治だと考えます。

神奈川県営住宅の家賃減免

政治は直ぐには変わりにくい、今ある社会福祉制度を活用すれば暮らしを守るこ

「県営住宅の家賃減免について、知っているなら、教えて欲しい」との話がありました。彼は20年前から団地に住んでいたので家賃減免制度を知っていると思っていたが、知らなかったようです。

神奈川県施設管理課より県営住宅住民に広報誌を届け、その中でも家賃減免制度があると記載されています。しかし、家賃が1万4千円で、民間のアパート代の1/4で、部屋数も多いので、これ以上家賃が安くなるとは思えなかったとの事でした。

自分も減免の対象者かな!



県営住宅に住んでいる世帯は毎年4月1日現在の収入を県に5〜6月頃、報告する事になっていきます。そして、収入に基づいて家賃が決定され、12月に家賃決定書・収入認定書が届きます。決定書にはいろいろな数字が記載されています。認定月

額の欄の数字が6万円以下ならば家賃が減免されますが「認定月額」という言葉は日常的には使用されていないので、気が付かず家賃減免申請をしませんでした。実は以前から減免の対象者だったので（さかのぼっては申請できません）

申請は簡単です。申請書（県のホームページからダウンロード出来ます）と住民票と収入を証明する書類を団地の管理会社に郵送するだけです。書類審査だけで面接などは有りません。毎月末までに届いた申請書を翌月に決定します。彼は60%減免され、家賃が5千6百円になりました。「本当に助かった」



自治体の姿勢改善を!

問題にしたいのは神奈川県の問題です。自治体は住民の福祉向上のための組織です。県営住宅の担当課は誰と誰が家賃減免の対象者かを知つ

ています。家賃決定書を郵送する時に「あなたの世帯は減免の対象者です。減免申請をしますか・しませんか」聞いただけせばよいのです。そうならば福祉制度の活用で住民の暮らしを守る事が出来ます。

生活保護は国民の権利

就学援助金、住民税、国保料の減免・免除など活用すべき社会保障制度は多数あります。特に生活保護は憲法25条の健康で文化的な生活を保障する生存権です。

元首相も「生活保護は国民の権利です。生活に困ったためらわず相談してください」と国会答弁しています。相模原市は全国に先駆けて「生活保護の申請は国民の権利です」という大型ポスターを公共施設に掲示し、広報しています。が、実際に大多数の福祉事務所では「まだ若いから働ける」「親・兄弟にまず相談を」と追い返されます。

憲法12条「国民の権利は国民の不断の努力によって保持しなければならない」にあるように福祉制度を活用するためには制度を勉強する事と勇気が求められています。（近藤）